広島県公安委員会告示83号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

令和7年11月25日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型式名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住所)
5 P 04 92	告示の日 (令和7年11 月25日)から 3年間	ぱちんこ 遊技機	PA乗物娘2N	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 宏明 (愛知県名古屋市中村区烏 森町三丁目56番地)	左同
5 P12 92	同上	同上	P A乗物娘 2 G O 2	同上	左同
5 S 10 07	同上	回胴式遊 技機	LBTCSFG	岡崎産業株式会社 代表取締役 岡崎 安弘 (三重県松阪市中万町鐘突 2185番地の2)	左同